

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令案（概要）について

1. 改正省令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）

2. 改正の概要

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、以下の内容について所要の改正を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準関係
- 指定重度障害者等包括支援
 - ・ 「重度障害者等包括支援サービス利用計画」を「重度障害者等包括支援計画」に改める。
 - ・ サービス提供責任者が重度包括支援サービス利用計画の策定に際し、担当者会議を開催する等を定めた規定を削除する。
 - 自立訓練
 - ・ 基本方針中、対象者要件を定める規定を引用する部分を削除し、障害種別によらず利用できるものとする。
 - 指定就労定着支援
 - ・ 指定就労定着支援の基準を以下のとおり定める。
 - ① 基本方針

就労定着支援の事業は、利用者が自立した生活を営むことができるよう、就労に向けた支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、一定期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者及び医療機関等との連絡調整等の支援を行うものでなければならないものとする。

② 人員に関する基準

指定就労定着支援の事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 就労定着支援員の数 常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上

二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者(生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数)の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が60以下 1以上

ロ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

③ 設備に関する基準

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとする。

④ 運営に関する基準

- ・ サービス管理責任者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うものとする。
- ・ 指定就労定着支援の提供期間中に雇用された事業所を離職し、再就職等を希望する利用者に対し、再就職のための支援等を行わなければならないものとする。
- ・ 実施主体は、過去3年間において平均1人以上、通常の実業所へ新たに障害者を雇用させている指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所でなければならないものとする。
- ・ 指定就労定着支援の提供及びその終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉

サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないものとする。

- ・ 利用者の職場への定着を図るため、雇用に伴い生じる各般の問題に関する利用者との相談等及び障害者を雇用した事業所の事業主への訪問等を、1月に1回以上行うことにより、利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならないものとする。

⑤ これらの規定のほか、必要な準用規定等を設ける。

○ 指定自立生活援助支援

- ・ 指定自立生活援助の基準を以下のとおり定める。

① 基本方針

自立生活援助の事業は、利用者が地域において自立した生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、利用者からの相談対応等より、利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性等に応じて行われるものでなければならないものとする。

② 人員に関する基準

指定自立生活援助の事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

なお、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とすることを標準とする。

二 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が30以下 1以上

ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

③ 設備に関する基準

事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定自立生活援助の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないものとする。

④ 運営に関する基準

- ・ 実施主体は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練、共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者で

なければならないものとする。

- おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談等必要な援助を行わなければならないものとする。
- 利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握及び必要な措置等を行わなければならないものとする。

⑤ これらの規定のほか、必要な準用規定等を設ける。

○ 日中サービス支援型指定共同生活援助

- 指定共同生活援助の一類型として、日中サービス支援型指定共同生活援助の基準を以下のとおり定める。

① 基本方針

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、重度の障害者等に対して、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況等に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護等を行うものでなければならないものとする。

② 人員に関する基準

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業を行う事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における世話人の総数 利用者の数を5で除した数以上
- 二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における生活支援員の総数 次のイからニまでに掲げる数の合計数以上
 - イ 障害支援区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - ロ 障害支援区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 - ハ 障害支援区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 - ニ 障害支援区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
- 三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
 - イ 利用者の数が30以下 1以上
 - ロ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

四 共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（宿直勤務を除く。）

③ 設備に関する基準

- ・ 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。
- ・ 共同生活住居は、1以上のユニットを有することとし、ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

④ 運営に関する基準

- ・ 日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に指定短期入所（併設型又は単独型に限る。）を行うものとする。
- ・ 常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならないものとする。
- ・ 地方公共団体が設置する協議会等に対して、定期的に事業の実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないものとする。

⑤ これらの規定のほか、必要な準用規定等を設ける。

○ 共生型サービス

共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練（機能訓練）及び共生型自立訓練（生活訓練）について、各基準該当サービスに倣った基準を設ける。

○ その他

- ・ 多機能型事業所で行う事業に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定居宅訪問型児童発達支援を加える。
- ・ 共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を対応する場合の特例を、平成33年3月31日までに延長する。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準関係

- ・ 指定障害者入所施設が障害児入所施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の従業員の員数の特例を廃止する。
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準関係
- ・ 条ずれの手当を行う。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準関係
- ・ 指定計画相談支援事業者の相談支援専門員の数の標準を、利用者 35 人に対して相談支援専門員 1 人とする。
 - ・ サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合の利用日数の目安を規定する。
- (5) 経過措置
- ・ 現に指定を受けている指定障害者支援施設について、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、従業員の員数及び設置に関する基準についてはなお従前の例によるものとする。
- (6) その他
- ・ 条ずれの手当等の所要の改正を行う。

3. 根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 30 条第 2 項、第 41 条の 2 第 2 項、第 43 条第 3 項、第 44 条第 3 項、第 51 条の 23 第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 24 第 1 項及び第 2 項

4. 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日（予定）